相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市旭区四季美台一九番地八、最後の住所横浜市旭区今宿西町四二二番地一シャトレー小川一〇一

被相続人　亡　渡邊　将人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日

横浜市中区常盤町一―一宮下ビル二階

相続財産管理人　弁護士　高荒　敏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県白山市小柳町ホ一二四番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　道下　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日

事務所石川県金沢市大手町一五番一四号アーバンハイム大手町四階

相続財産管理人　弁護士　中出　健作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市篠ノ井二ツ柳一五六二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　北島克次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日

長野県長野市篠ノ井会二三三番地一竹内ビル二階福本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福本　昌教

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市丸の内一〇四番地、一〇五番地合併、最後の住所長野県松本市大字里山辺七六番地一　里山辺の杜二〇五号

被相続人　亡　百瀬　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日

長野県松本市桐三丁目四番一号、事務所長野県松本市桐三丁目四番二号

相続財産管理人　司法書士　小松　和茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区中町一四番地、最後の住所静岡県伊東市川奈一一五三番地の一ライオンズマンション川奈マリンビュー四〇五号

被相続人　亡　松本　昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日

静岡県熱海市田原本町二番一一号熱海マリーンライフ三〇一号室　熱海法律事務所

相続財産管理人　髙山　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市中丸七九八番地、最後の住所静岡県富士市川成島一五五番地の二

被相続人　亡　村松みつえ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日

静岡県富士市伝法二四〇一番地の二　エンゼルハイム伝法六〇二号、事務所静岡県富士市伝法二八七八番地の二〇　杉山利朗法律事務所

相続財産管理人　弁護士　杉山　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鳥羽市石鏡町二五〇番地、最後の住所三重県鳥羽市石鏡町二六三番地

被相続人　亡　寺本　春夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日

名古屋市中区丸の内三丁目二三番二〇号ＨＦ桜通ビルディング二階

相続財産管理人　弁護士　加藤　睦雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市月輪三丁目二七四番地、最後の住所滋賀県大津市南郷四丁目三八番六号

被相続人　亡　木村　**赫**義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日

滋賀県大津市中央三丁目四―二八第弐ワークスワン二〇二号室すみれ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西川真美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区岸里東一丁目二四番、最後の住所大阪市西成区岸里東一丁目二四番六―二二七号　被相続人　亡　久保　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階

相続財産管理人　坂川　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区岸里東一丁目二四番、最後の住所大阪市西成区岸里東一丁目二四番六―二二七号　被相続人　亡　久保　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階

相続財産管理人　坂川　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市山城町二丁目三番地、最後の住所大阪府堺市西区浜寺船尾町西一丁五五番地

被相続人　亡　次田　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日

大阪市北区西天満六丁目七番四号大阪弁護士ビル四〇二号

相続財産管理人　弁護士　平山　博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋四丁目五五番地、最後の住所大阪市阿倍野区丸山通一丁目二番八号特別養護老人ホームふれ愛丸山荘

被相続人　亡　神**原**美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十三日

大阪市北区西天満四丁目二番二号ＯＤＩ法律ビル三〇一号

相続財産管理人　弁護士　小林　あや

平成29年度決算公告

平成30年1月23日　神戸市中央区北野町1丁目1番

株式会社新神戸ホールディング

代表取締役　チョー・ペン・スン

貸借対照表の要旨（平成29年9月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,658	流動負債	645
固定資産	826	（賞与引当金）	(59)
有形固定資産	417	固定負債	1,209
無形固定資産	8	（退職給付引当金）	(407)
投資その他の資産	401	株主資本	630
		資本金	100
		資本剰余金	2,502
		利益剰余金	△1,972
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	△1,973
		（うち当期純利益）	(111)
資産合計	2,484	負債・純資産合計	2,484